第３０回防災まちづくり大賞　実施要綱

１　目的

阪神・淡路大震災、未曾有の大災害となった東日本大震災や平成３０年７月豪雨、令和元年東日本台風等、近年の大規模な災害の教訓を踏まえ、全国各地で防災対策の強化を図るための取組が行われているが、防災力の向上を図るためには、防災につながる優れた事業を実施することはもちろんのこと、まちづくりや住民生活等においても防災の視点を盛り込むことが重要であり、このような防災に関するハード及びソフトの工夫・アイディアが、防災対策の充実や防災意識の高揚等に大きく寄与するものである。

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイディア等、防災・減災や防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、もって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的とする。

２　募集対象団体・組織

次のいずれかに該当する取組を実施している団体・組織とする。

○防災対策に関するハード面の取組を実施している団体・組織

○防災対策に関するソフト面の取組を実施している団体・組織

○防災対策に関する人材の育成等の取組を実施している団体・組織

○防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織

○地域における防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

３　表彰概要

（１）表彰は年１回とし、受賞団体には表彰状を授与する。

（２）表彰の種類については、「総務大臣賞」、「消防庁長官賞」及び「日本防火・防災協会長賞」の３つとする。

（３）表彰式は、令和８年３月上旬までの開催を予定。

４　審査手順

（１）一次審査

応募事例の中から、防災まちづくり大賞事務局において、二次審査に推薦する事例を選定する。

（２）二次審査

（１）で選定された事例の中から、防災まちづくり大賞選定会議において、表彰事例を決定する。

５　選定基準

審査に当たっては、防災・減災に関する様々な取組に関し、以下の方法により、災害に強い安全なまちづくりの推進に顕著な功績のあった事例を選定する。

具体的には、次の６項目のほか、先進的な取組に係る下記※１の項目又は継続的な取組に係る下記※２の項目を考慮すべき視点として加味した上で、総合的に評価を行う。

○地域特性への配慮（地域の自然的・社会的特性及び災害特性に配慮している）

○多様な主体との連携（自らの団体・組織以外の、住民や自主防災組織、企業、行政等多様な主体と連携している）

○防災上の効果（防災や防火上の効果が高い（意識の高揚を含む））

○模範性（他の団体・組織において採り入れることができ、又は応用することができる）

○自発性・自主性（自発性・自主性があり、多くの構成員が参加している）

○発展性（新たな人材育成やまちづくりへの発展が期待できる）

※１

○先進性（先進的な取組である）

○創意工夫（創意工夫が見られる）

※２

○継続性（長年にわたり取り組んでいる（一時的に活動が途切れたことがあった場合も含む））

○浸透・定着（住民の日常生活に浸透・定着している）

６　応募方法

別途募集要項に定めるものとする。

７　受賞団体による講演

受賞した団体の取組事例について、講演を希望する市町村から要望があった場合は、受賞した団体を防災意識向上プロジェクト語り部として派遣することができる。

＜主催、共催及び事務局＞

主　催：消防庁

共　催：一般財団法人　日本防火・防災協会

事務局：消防庁国民保護・防災部防災課及び地域防災室